

広島県食品自主衛生管理認証制度

I 審査手数料 一覧表

		1 業種のみ	複数業種を同時 申請した場合 (2 業種以降の 1 業種あたりの 追加手数料)
	項 目	手数料 (税込: 円)	手数料 (税込: 円)
I - 1 大規模	(1) 大規模製造業の新規申請	74,800	28,600
	(2) 大規模製造業の更新申請	57,200	22,000
	(3) 大規模製造業の変更承認申請	26,400	11,000
	(4) 大規模製造業の再審査申請	33,000	14,300
	(5) 大規模製造業の認証書の再交付申請	3,300	*
	(6) 大規模製造業の当初書類審査における再調査申請	17,600	8,800
	(7) 大規模製造業の当初実地審査時における再調査申請	22,000	8,800
	(8) 大規模製造業の履行状況時実地指導申請	22,000	8,800
	(9) 大規模製造業の事前調査申請	37,400	15,400
I - 2 中小 規模	(1) 中小規模製造業の新規申請	49,500	18,700
	(2) 中小規模製造業の更新申請	39,600	14,300
	(3) 中小規模製造業の変更承認申請	22,000	8,800
	(4) 中小規模製造業の再審査申請	28,600	12,100
	(5) 中小規模製造業の認証書の再交付申請	3,300	*
	(6) 中小規模製造業の当初書類審査における再調査申請	14,300	6,600
	(7) 中小規模製造業の当初実地審査時における再調査申請	17,600	6,600
	(8) 中小規模製造業の履行状況時実地指導申請	17,600	6,600
	(9) 中小規模製造業の事前調査申請	33,000	12,100

大規模：従業員 50 人以上

中小規模：従業員 50 人未満

備考 1) 上記に係らず、菓子製造業（パン）、菓子製造業（和生菓子）、菓子製造業（洋生菓子）及び菓子製造業（その他の菓子）のいずれかの認証を新たに申請する業者が、別の菓子製造業の認証も同時に申請する場合、2 業種目以降の 1 業種あたりの追加手数料は、新規区分ではなく変更区分の手数料を適用する。

備考 2) 上記に係らず、菓子製造業（パン）、菓子製造業（和生菓子）、菓子製造業（洋生菓子）及び菓子製造業（その他の菓子）のいずれかの認証を取得している業者が、別の菓子製造業の認証を取得する場合、新規区分ではなく変更区分の手数料を適用する。

備考 3) 上記に係らず、菓子製造業（パン）、菓子製造業（和生菓子）、菓子製造業（洋生菓子）及び菓子製造業（その他の菓子）の複数の認証を取得している業者が、同時に更新申請する場合、2 業種目以降の 1 業種あたりの追加手数料は、更新区分ではなく変更区分の手数料を適用する。